

平成26年度第2回 国土交通省東京航空局 入札監視委員会
審議概要

開催日及び場所	平成26年12月4日(木) 国土交通省第2会議室B	
委員	委員長 浅野 正一郎(国立情報学研究所名誉教授) 委員 廣渡 鉄(弁護士) 委員 高田 和幸(東京電機大学教授)	
審査対象期間	平成26年4月1日～平成26年9月30日	
抽出案件	総件数3件	
1. 工 事	一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象外工事) 1件	
2. 建設コンサルタント業務等	一般競争入札方式 1件	
3. 役務及び物品	一般競争入札方式 1件	
各委員からの意見・質問、それに対する東京航空局の回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

審議概要

1. 工事（一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象外工事））

件名：女満別空港出張所管制塔新築工事（建築工事業）

意見・質問	回答
<p>1. 工事（一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象外工事）） 女満別空港出張所管制塔新築工事</p>	
<p>○入札に参加者した2者共に管制塔の工事の経験はあるのか。</p> <p>○受注者の名簿情報として登録されている工事業と等級は。</p> <p>○建設工事と電気工事が混在しているようだが、電気工事は下請業者が実施しているのか。</p> <p>○昨今の資材高騰に伴い、予定価格にも反映されているのか。</p> <p>○具材やユニットの見積りというものか。</p> <p>○応札者がいないため、工事ができなかったことはあるか。</p> <p>○その場合、何かを変更して再度公告し直すのか、また、工事の実施ができないこともあるのか。</p> <p>○そのような場合、国交省全体の対応方針は決まっているのか又は発注者毎に判断するのか。</p> <p>○既存の管制塔を運用しながらこの工事を実施すると思うが、管制業務に影響を及ぼさない条件は入っていないが問題ないのか。</p> <p>○資格要件で建築工事業のA等級となる理由。</p> <p>○落札者よりも次点者の方が総合評価の点数が高いが、最終的には価格が安い方がこの入札を落札したのか。</p> <p>○次点者が仮に落札するためには価格をいくらにすべきであったかを分析することは可能か。</p> <p>○過去の工事実績により与えられた工事成績評定点は、総合評価の得点となるのか。</p>	<p>○2者共に同種又はより同種の工事の施工実績はある。</p> <p>○今回の資格要件でいうと建築工事業のA等級である。</p> <p>○下請業者が電気工事を実施している。</p> <p>○基準により積算しているが、見積りによらなければならない積算については、できる限り直近に提出されたものを採用しているため、反映されているものと思料される。</p> <p>○そのとおり。 複数者から見積りを取り、ヒアリングを実施し、査定率を決め、積算に反映している。</p> <p>○東日本大震災等の影響により、技術者が確保できない等の理由により、工事を実施できなかったこともある。</p> <p>○資格の等級を拡大、資格要件を緩和、積算基準が実態に合わない場合は、見積りを採用する等の措置を実施し予定価格を決め、再度公告している。</p> <p>○何回公告しなければならないといった方針はないため、発注者毎に判断する。</p> <p>○新築部分は滑走路側の反対であるため、管制業務に影響を与えるものではない。</p> <p>○予定価格の対応等級がA等級であるため。</p> <p>○評価点と入札価格を総合的に評価した結果、評価値が最も高い者を落札者として決定しているため、結果的に価格が安い者が落札者となったものである。</p> <p>○競争入札経過調書を公表しているため、計算をすれば、分析ができるものである。</p> <p>○評価項目の一つとして点数を与えている。</p>

審議概要

意見・質問	回答
<p>2. 建設コンサルタント業務等（一般競争入札方式） 新潟空港28側進入灯橋梁実施設計</p>	
<p>○競争参加資格の業務実績にある橋梁の設計は空港に係わるもの以外でも良いのか。</p> <p>○一般的な橋梁と異なり、今回の進入灯の橋梁は特殊なものなのか。</p> <p>○このような要件にも係わらず、応札者が1者というのは何が原因となっているのか。</p> <p>○技術者の要件がかなり厳しいものとなっているのか。 空港の橋梁ということで、業者側としても特殊なものではないかという先入観を持たれているのではないかとも思料される。</p> <p>○東京航空局発注の受注実績における業務成績評定点が60点以上というものは原因か。</p> <p>○今回の橋梁は海に近いことが原因で業者がしぼられるものとなるのか。</p> <p>○入札公告は東京航空局の壁に貼り出しているものか、また、WEB上に掲載されているものなのか。</p> <p>○業者に発注情報が行き渡っていないのではないか。 国土交通省のHPには掲載されていないのか。</p> <p>○公告期間はどの位か。</p>	<p>○空港のみならず、一般的な橋梁の実績でも構わない。</p> <p>○一般的な橋梁と同じ構造となっている。</p> <p>○発注前に橋梁の設計を実施している業者が85者いることを確認していたが、そのうち3者が入札説明書の交付を受けている。 応札しなかった者に対してヒアリングは実施していないが、技術者の確保が出来なかったのではないかと思料される。</p> <p>○厳しい要件となっているものではないが、他の設計のために技術者を充てた場合、この設計に充てる技術者を確保出来なかったのではないかと思料される。</p> <p>○あくまで、当局発注の受注実績があった場合というものであるため、当局の受注実績がなければ、要件の対象とはならないため、これが要因とは考えられない。</p> <p>○海に近いからという特別に考慮した点はない。</p> <p>○当局の壁に貼り出し、当局のHPにも掲載している。</p> <p>○現時点のHP掲載については、当局のみに掲載している。</p> <p>○約2週間弱程度掲載している。</p>

審議概要

3. 役務及び物品（一般競争入札方式）

件名：空港用高速スノーパ除雪車（自走式）4式の製造（物品の製造）

意見・質問	回答
<p>3. 役務及び物品（一般競争入札方式） 空港用高速スノーパ除雪車（自走式）4式の製造</p>	
<p>○受注が決まってから生産することになると思うが、今回の納期で調達が間に合うのか。</p> <p>○自走式及び被牽引式のスノーパを受注可能な業者はどれ位存在するのか。</p> <p>○性能的には牽引式よりも自走式の方が良いというものなのか。</p> <p>○今回は自走式の発注であるため、競争参加資格では自走式の製造実績を求めているのか。</p> <p>○今回のスノーパはホバークラフトのように雪を風で吹き飛ばすようなものなのか。</p> <p>○入札に参加した業者はどのような業者か。</p>	<p>○一般的なトラックのシャシを使用するため、今回の期間で概ね問題ないと思われる。</p> <p>○スノーパ除雪車として、自走式及び被牽引式という分けはないが、国内で2者程度、海外では数社が受注可能と史料される。 なお、プラウ除雪車を受注できる業者であっても作ると思えば作れると思われ、それらは3者程度あるが、設計・開発の経費を踏まえ、入札に参加して来なかったのではないかと史料される。</p> <p>○各空港の特性や使用方法により使い分けている。基本的に空港では自走式を使用することが多いが、新千歳空港のようにプラウ除雪車に牽引式のスノーパを連結して使用することもある。</p> <p>○今回の発注は自走式ではあるが、牽引式の製造実績があれば、自走式も製造できるものと思われるため、競争参加資格においては自走式又は被牽引式の製造実績を求めている。</p> <p>○一般の道路よりも凍った路面を除雪しなければならないため、ある程度除雪し、路面に残った氷などを金属製のブラシでかき、更に風で吹き飛ばすといったものである。</p> <p>○1者は特殊作業車両の製造業者であり、もう1者はプラウ除雪車などの雪かき用の車両の製造業者である。</p>